

## 条例骨子 変更箇所一覧表

	パブリックコメント	修正案	考え方
実践主体の主な責務 (4)育ち学ぶ施設関係者の責務	施設がある地域で子どもを育む拠点として <u>憲章の実践に努める</u> 。	施設がある地域で子どもを育む拠点として <u>遊びや学びを通して子どもを健やかで心豊かに育むよう努める</u>	他の実践主体の責務と整合を図り、どのような観点で憲章の実践に努めるかを明記した。
(5)事業者の責務	子どもの健やかな成長を <u>脅かさない</u> 事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。	子どもの健やかな成長に <u>資する</u> 事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。	マイナスイメージではなく、前向きに取り組むことができるような表現の工夫が必要との意見を受け、修正した。
(6)本市の責務	保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者と連携協力を図りながら、子どもを共に育む社会環境の <u>整備の推進に努める</u> 。	保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者と連携協力を図りながら、子どもを共に育む社会環境の <u>整備を推進する</u> 。	京都市の姿勢として、子育て支援を第一に取り組んでいくという決意を入れるべきとの意見を受け、修正した。
(7)の表題	観光旅行者等の <u>責務</u>	観光旅行者等の <u>役割</u>	観光旅行者に責務を求めることはなじまないという意見を受け、修正した。
憲章の実践方策 (2)子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために	・市民は、公の秩序や善良な風俗に反する行為を <u>慎む</u> 。	・市民は、公の秩序や善良な風俗に反する行為を <u>しない</u> 。	「慎む」ではなく「しない」とすべきとの意見を受け、修正した。